

<用語の定義>

- (1) 低濃度PCB廃棄物 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化处理の内容等の基準等（平成21年11月10日環境省告示第69号）で定める低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。
- (2) 微量PCB汚染廃電気機器等 無害化处理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月26日環境省告示第98号）第2項第1号イ、第2項第2号イ及び第2項第3号イに掲げる産業廃棄物をいう。
- (3) 低濃度PCB含有廃棄物 同告示第2項第1号ロ、第2項第2号ロからニ及び第2項第3号ロからトに掲げる産業廃棄物をいう。

○低濃度PCB含有廃棄物の記載について

廃掃法施行令で規定する産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の種類（本県における許可品目）	
	【従前の記載】	【変更後の記載】
廃ポリ塩化ビフェニル等	廃PCB等（PCBの濃度が5,000mg/kg以下のものに限る。）	廃PCB等（低濃度PCB含有廃棄物に限る。）
ポリ塩化ビフェニル汚染物	PCB汚染物（PCBの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物に限る。）	PCB汚染物（低濃度PCB含有廃棄物に限る。）
ポリ塩化ビフェニル処理物	PCB処理物（PCBの濃度が5,000mg/kg以下の処理物に限る。）	PCB処理物（低濃度PCB含有廃棄物に限る。）

○微量PCB汚染廃電気機器等の記載について※

廃掃法施行令で規定する産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の種類（本県における許可品目）	
	【従前の記載】	【変更後の記載】
廃ポリ塩化ビフェニル等	廃PCB等（微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。）	廃PCB等（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）
ポリ塩化ビフェニル汚染物	PCB汚染物（微量PCB汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったものに限る。）	PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）
ポリ塩化ビフェニル処理物	PCB処理物（微量PCB汚染絶縁油由来の処理物に限る。）	PCB処理物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）

※ 微量PCB汚染廃電気機器等は、今回の法改正により扱いが変更されたものではないが、許可証への記載の整理の観点から、低濃度PCB含有廃棄物の許可証への記載と合わせて変更する。